

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度 計画変更年度：令和 5 年度
計画主体	金山町

金山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	金山町農林課
所 在 地	福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393
電 話 番 号	0 2 4 1 - 5 4 - 5 3 2 2
F A X 番 号	0 2 4 1 - 5 4 - 5 3 3 5
メールアドレス	nourin@town.kaneyama.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス・アオサギ・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	金山町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カラス	野菜	0 a	55千円
	とうもろこし	—	—
	カボチャ	—	—
	トマト	0 a	55千円
	なす	—	—
	計	0 a	55千円
アオサギ	水稻	—	—
	計	—	—
ツキノワグマ	水稻	—	—
	そば	40 a	50千円
	果樹	—	—
	栗	—	—
	野菜	4 a	80千円
	スイカ	—	—
	とうもろこし	—	—
	カボチャ	4 a	80千円
	計	44 a	130千円
イノシシ	水稻	50 a	559千円
	そば	20 a	25千円
	計	70 a	584千円
ニホンザル	水稻	—	—
	果樹	—	—
	柿	—	—
	栗	—	—
	野菜	4 a	80千円
	ネギ	—	—
	カボチャ	4 a	80千円
	計	4 a	80千円
ニホンジカ	水稻	1 a	11千円
	そば	60 a	75千円
	計	61 a	86千円
ハクビシン	野菜	0 a	38千円
	トマト	0 a	38千円
	計	0 a	38千円
農 林 作 物 被 害 計		179 a	973千円
カワウ	アユ・イワナ・ヒメマス等	753kg	1,472千円
アオサギ	アユ・イワナ・ヒメマス等	40kg	88千円
水 産 物 被 害 計		793kg	1,560千円
被 害 額 計			2,533千円

(2) 被害の傾向

本町の野生動物被害は、山間部から居住区まで拡大傾向にある。主な要因は、農林業経営体の減少による農林地の荒廃地等の拡大、狩猟者の減少及び後継者不足である。その他の要因としては、町外から生息域拡大により、新たな野生動物による被害発生が挙げられる。

① カラス

6～8月頃に町内全域で畑作物に被害が発生している。当町では畑作物経営体が少ないため被害は少ない。しかし、個体数は増加傾向にあるため、動向を注視しながら、対策を講じる必要がある。

② アオサギ

従来生息していなかったが、近年生息が確認された。5～6月頃に田植え後の水田に、踏み荒らしの被害が発生する。また、漁協の放流魚に被害が発生するため、対策を講じる必要がある。

③ ツキノワグマ

本町は生息域であり、例年6～11月頃まで農作物を中心に被害が発生している。令和3年はブナの実等の堅果類が並作であったため、秋から初冬にかけても被害は平年並みであった。クマの被害は個体数やエサの状況に大きく左右されるが、過去には人身事故も発生しているため、引き続き被害対策が必要である。また、同一箇所に固執する傾向があり、被害防止対策がなされていない農作物や果樹に被害が集中する。また、被害防除のため追い上げ（花火）を実施すると、活動時間帯が深夜から未明になったり、悪天候時に被害が発生する。捕獲器においては、そのしくみを学習する個体もあり、捕獲器が逆に給餌器になっている様子も見受けられる。

④ イノシシ

平成27年11月下旬に本町で初めて掘り起こし被害が確認された。令和元年から町内の多くの地区で掘り起こしの被害が発生した。近年では水稻、イモ類、ソバ等に農作物被害が発生している。令和3年度においては、住宅付近や町道の敷地に掘り起こしの被害がある。人への警戒心が薄れ人身被害の可能性もあるため対策を講じる必要がある。

⑤ ニホンザル

過去には1～2頭程度のハナレザルの目撃はあったが、近年、西側の町境付近の地区に群れ（20頭程度）が確認され、カボチャや大豆（踏み荒らし）に被害が発生した。また、本町東部の3地区に山林から侵入したと見られる4～5匹程のサルの足跡が確認され、その後3地区に野菜等（カボチャ・とうもろこし・栗）の被害が発生した経過がある。令和元年からは町の全域で目撃情報や被害が発生し、追い上げ（花火）や捕獲を実施し、対策を講じたが、クマ同様に学習能力があり、人がいない時間帯や悪天候時に出没して被害を防止することが出来ていないため、今後も被害状況等を注視しながら対策を講じる必要がある。

⑥ ニホンジカ

従来生息していなかったが、平成28年頃より狩猟期に捕獲されており、その後目撃情報が増加している。令和元年以降ソバや野菜に被害が確認されている。個体数が増加し被害が拡大していると推測されるため、対策を講じる必要がある。

⑦ ハクビシン

夏から秋にかけて、とうもろこし・トマト等の収穫期に被害が発生する。トマトの栽培地（畑）でセンサーカメラにより加害鳥獣が特定された。また、住居や車庫等に侵入し生息している個体がいるとの情報提供が住民よりあった。今後も被害状況を注視しながら対策を講じる必要がある。

⑧ カワウ

本町では5～11月にかけて只見川流域・野尻川流域・沼沢湖で飛来が確認されており、地元の3つの漁業協同組合が放流するアユ、イワナ、ヒメマス等が被害を受けている。被害が拡大傾向にあり、県の個体数調整の計画に則しながら個体数の管理対策を講じる必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
農産物被害額	973千円	839千円
カラス	55千円	28千円
アオサギ	—	—
ツキノワグマ	130千円	117千円
イノシシ	584千円	526千円
ニホンザル	80千円	72千円
ニホンジカ	86千円	77千円
ハクビシン	38千円	19千円
農産物被害面積	179 a	125 a
カラス	0 a	0 a
アオサギ	—	—
ツキノワグマ	44 a	31 a
イノシシ	70 a	49 a
ニホンザル	4 a	3 a
ニホンジカ	61 a	42 a
ハクビシン	0 a	0 a
水産物被害額	1,560千円	1,092千円
カワウ	1,472千円	1,030千円
アオサギ	88千円	62千円
水産物被害量	793kg	555kg
カワウ	753kg	527kg
アオサギ	40kg	28kg

(4) 従来講じてきた被害防止策

	従来講じてきた被害防止策	課題
捕獲等に関する取組	①有害鳥獣捕獲隊を組織し、有害鳥獣の捕獲活動（個体数の調整措置も含む）を実施 ②捕獲後の処理方法については、原則埋設としている ③獣用捕獲器等の購入・借受	①捕獲隊員の高齢化による隊員の減少、新規有資格者の確保 ②重機借上げにより実施、財源確保 ③財源確保
防護柵の設置等に関する取組	①令和2年度より町単独補助を拡充 防護柵購入費用 個人：補助率1/2 上限25千円に加え 共同設置：補助率2/3 上限300千円 行政区設：補助率3/4 上限600千円 ②追上げ花火を600～1000千円購入し行政区長を通じ農業経営体等で実施	①設置箇所では被害が無くなるが、未設置箇所に被害が集中する 高齢化率が高く、設置困難者の増加 ②物価高騰による財源確保、実施者の減
生息環境管理その他の取組	①大規模緩衝帯整備を毎年18ha程度で設置 ②忌避剤・追上げ花火等を配布し被害の軽減 ③放任果樹の除去を実施 ④センサーカメラの設置、加害鳥獣の特定	①緩衝帯設置の要望が増えており、財源確保 ②少子高齢化による実施者の確保 ③町外所有者の同意取得、財源確保 ④新たな加害鳥獣への被害軽減の対処方法 ⑤人的圧力低下

(5) 今後の取組方針

本町の被害防止対策の基本方針は、以下のとおりである。

集落（住民）の取組

- ① 追上げ花火実施
- ② 鳥獣用忌避器具（剤）・センサーカメラ等の設置
- ③ 防護柵（電気柵）の設置・維持管理
- ④ 農地・住宅地周辺の草刈り等の実施
- ⑤ 町・警察等への被害・目撃の情報の提供
- ⑥ 収穫残渣等の誘因物の除去

町の取組

- ① 追上げ花火の購入及び配布
- ② 鳥獣用忌避器具（剤）・センサーカメラ等の購入・貸出・配布
- ③ 防護柵（電気柵）購入費用の補助継続（個人、共同等、行政区設置）
- ④ 大規模緩衝帯の整備（被害多発個所や過去に人的被害があった場所を中心に）
- ⑤ 住民・関係機関との連携及び情報の共有・広報
- ⑥ 加害鳥獣の特定・生息域調査・被害状況調査等
- ⑦ 被害防止に係る講習会等の実施
- ⑧ 鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣捕獲隊の編成及び人員確保に向けた取組
- ⑨ 捕獲器の購入、放任果樹の除去
- ⑩ 各種研修会等への参加、住民への情報提供
- ⑪ 新技術等（ICT、ドローン、発信機導入等含む）の情報収集及び効果検証
- ⑫ 新たに流入する鳥獣被害対策の検討

福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県ニホンザル管理計画及び金山町ニホンザル管理事業実施計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県カワウ管理計画の基準により捕獲を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会両沼支部金山分会の推薦を受け町長が任命し、有害鳥獣捕獲隊を編成
また、捕獲隊から推薦を受けた町民と町担当職員等を加えた鳥獣被害対策実施隊を編成
捕獲は町と捕獲隊が時期、場所等について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	カラス・アオサギ・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・カワウ	・ 隊員確保のため、狩猟免許試験実施の周知 ・ センサーカメラによる鳥獣の特定、出没時間等の把握 ・ ツキノワグマ用捕獲器の更新 ・ ICTを活用した捕獲技術の確立・サル用GPS発信機の導入検討 ・ 新たに流入した鳥獣の捕獲の実施 ・ 狩猟者の資格取得経費・更新経費の補助の見直し
6	カラス・アオサギ・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・カワウ	・ 隊員確保のため、狩猟免許試験実施の周知・資格取得経費の補助 ・ センサーカメラによる鳥獣の特定、出没時間等の把握 ・ ツキノワグマ用捕獲器の更新 ・ ICTを活用した捕獲技術の確立 ・ 新たに流入した鳥獣の捕獲の実施
7	カラス・アオサギ・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・カワウ	・ 隊員確保のため、狩猟免許試験実施の周知・資格取得経費の補助 ・ センサーカメラによる鳥獣の特定、出没時間等の把握 ・ ツキノワグマ用捕獲器の更新 ・ ICTを活用した捕獲技術の確立 ・ 新規狩猟者確保啓発イベントの周知 ・ 新たに流入した鳥獣の捕獲の実施 ・ 次期対策のための取り組み検討及び見直し

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県ニホンザル管理計画及び金山町ニホンザル管理事業実施計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県カワウ管理計画の基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。		
アオサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。		
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。		
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。		
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画及び金山町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準による。		
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。		
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。		
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。		

捕獲等の取組内容			
区 分	捕獲手段	捕獲の実施 予定時期	捕獲予定場所
カラス	銃器	通年	農地
アオサギ	銃器	4～11月	河川・湖沼
ツキノワグマ	箱わな・銃器	4～11月	農地・居住区周辺に 出沒した場合等
イノシシ	くくりわな・箱わな・銃器	通年	農林地
ニホンザル	囲いわな・箱わな・銃器	通年	農林地
ニホンジカ	くくりわな・箱わな・銃器	通年	農林地
ハクビシン	箱わな	通年	農地・居住区周辺
カワウ	銃器	通年	河川・湖沼

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
	必要性・及び当該鳥獣被害実施隊員による捕獲手段	捕獲の実施 予定時期	捕獲予定場所
ツキノワグマ	警戒心が強く、遠距離での捕獲が散弾銃で困難なため	4～11月	農林地
イノシシ		4～11月	農林地
ニホンジカ		通年	農林地

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン	電気柵設置 個人設置4,000m 共同設置8,000m	電気柵設置 個人設置4,000m 共同設置8,000m	電気柵設置 個人設置4,000m 共同設置8,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン	農業経営体が電機柵を購入・設置管理、町が購入費用を助成 協議会が追上げ花火を購入・配布し、地域住民が実施	農業経営体が電機柵を購入・設置管理、町が購入費用を助成 協議会が追上げ花火を購入・配布し、地域住民が実施	農業経営体が電機柵を購入・設置管理、町が購入費用を助成 協議会が追上げ花火を購入・配布し、地域住民が実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

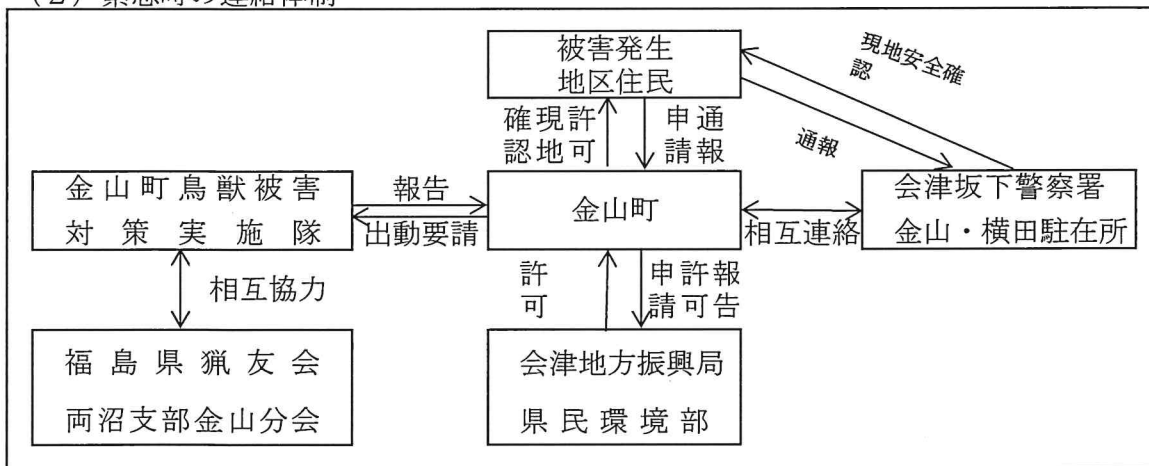
年度	対象鳥獣	取組内容
5	ツキノワグマ・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン	協議会が実施隊等に依頼、緩衝帯設置（18ha程度） 環境税・譲与税を財源に、町が私有林を整備 所有者要望集約、町が放任果樹伐採を委託
6	ツキノワグマ・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン	協議会が実施隊等に依頼、緩衝帯設置（19ha程度） 環境税・譲与税を財源に、町が私有林を整備 所有者要望集約、町が放任果樹伐採を委託
7	ツキノワグマ・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン	協議会が実施隊等に依頼、緩衝帯設置（20ha程度） 環境税・譲与税を財源に、町が私有林を整備 所有者要望集約、町が放任果樹伐採を委託

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
金山町	被害状況の確認及び住民への情報提供及び注意喚起 捕獲許可申請（権限委譲分は捕獲許可） 関係機関への連絡
金山町鳥獣被害対策実施隊	銃器、ワナによる捕獲の実施
福島県猟友会両沼支部 金山分会	実施隊活動の協力
会津坂下警察署 金山及び横田駐在所	住民への注意喚起、緊急時における発砲への助言
福島県会津地方振興局 （県民環境部）	捕獲許可権者が県知事である鳥獣の有害鳥獣捕獲許可、助言等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原発事故後、摂取制限等により現在は町有地で捕殺後埋設している。 解除になれば、ジビエ利用や処理施設整備を検討する。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	出荷・摂取制限等解除になれば検討
ペットフード	出荷・摂取制限等解除になれば検討
皮革	利用可能なものについては利用を図る
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	利用可能なものについては利用を図る

(2) 処理加工施設の取組

出荷・摂取制限等解除になれば検討

(3) 捕獲をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

出荷・摂取制限等が解除となり有効利用可能な状況になれば検討

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	金山町鳥獣被害防止対策協議会
構成期機関の名称	役割
金山町	協議会事務局、連絡調整、被害の把握
金山町鳥獣被害対策実施隊 金山町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲作業等の対策を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供並びに保護及び管理に関する助言、指導を行う。
会津よつば農業協同組合金山支店	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を行う。
只見川漁業協同組合 野尻川非出資漁業協同組合 沼沢漁業協同組合	内水面における有害鳥獣関連の情報提供を行う。
金山町区長協議会	地域における有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
会津森林管理署	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 会津坂下農業普及所 金山普及所	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年6月に金山町鳥獣被害対策実施隊を組織 現状 対象鳥獣捕獲員6名（内訳 民間4名、町職員1名、地域おこし協力隊1名） 令和元年度6月より緩衝帯設置対策のみを行う隊員を新たに任命（現状9名） 組織 実施隊長 1名、副隊長1名 事務局 金山町農林課 4名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

実施体制維持・強化のため捕獲隊員及び予定者に銃所持等に係る経費の一部助成 現場で対策を実施する者の知識・技術向上の参加費用や買購入費用の一部助成

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--